

第1回 家具・紙業界等の合法伐採木材等の円滑な流通・利用促進協議会 議事要旨

開催日時	2024年2月21日（水）9:30～11:00
開催場所	経済産業省会議室 及び オンライン
出席者	【協議会委員】 一般社団法人 日本オフィス家具協会 一般社団法人 日本家具産業振興会 一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会 一般社団法人 日本窯業外装材協会 一般社団法人 日本DIY・ホームセンター協会 一般社団法人 全国建具組合連合会 一般社団法人 全国木質セメント板工業会 家具経済同友会 日本製紙連合会 日本洋紙代理店会連合会 【オブザーバー】 林野庁 林政部 木材利用課 国土交通省 住宅局 住宅生産課 木造住宅振興室 経済産業省 製造産業局 素材産業課 【事務局】 経済産業省 製造産業局 生活製品課 株式会社矢野経済研究所
議事	1. 開会 2. 協議会設置について 3. 事務局説明 （1）定期報告義務閾値について （2）対象物品の追加基準等について （3）ガイドライン案について 4. 自由討議 5. 閉会
主な意見	（1）定期報告義務閾値について 《家具業界》 ・ 「閾値の検討」 クリーンウッド法対象物品のカバー率について、家具の内訳を知りたい。 ・ 報告単位については、改めて協議会などで審議する予定か ・ 今後、クリーンウッド法の定めに従い、事業者が取扱量を管理していく上で、総量は金属を含めた製品の重量で管理していくことになるのか。 《紙業界》 ・ 閾値について、15,000 tとあるが、これは木材チップや木材パルプを足した輸入量についてなのか、それとも製品のみの輸入量についてなのか。

(2) 対象物品の追加基準等について

《家具業界》

- ・ 家具の対象物品の拡大（50%ルール撤廃）について、法律の定めがあって、省令を定めるという定めの流れがある中で、今回の50%ルール撤廃に当たり、法律は変えずに、省令を変えることはできるのか。
- ・ 50%ルール撤廃については賛成。ただ、事業者の事務手続きの煩雑さが増すことを避けることを優先して欲しい。

(3) ガイドライン案について

《紙業界》

- ・ 中間材の「付帯品は含まない」について、付帯品については、現地の加工メーカーがどこかの原料を使っているかを確認することはかなり難しいと思われる。そのため、もし付帯品を中間材とするようであれば、事前に製紙メーカーと協議して欲しい。
- ・ 中間材について、「木材パルプは含まない」の一文はガイドラインに載せないほうが良いと考えている。木材パルプは対象物品に入っているため、中間材でまた木材パルプの記述が入ると混乱するのではないかと考えている。

《家具業界》

- ・ 玄関ドアがクリーンウッド法対象に入ってくると、例えば建産協に加盟しているメーカー等が扱う玄関ドアは、一般的にはアルミ製やスチール製であり、木製のものは非常に少ない。木製であっても、部材・部品として金属など木材以外のものが使用されている。玄関ドアをはじめとする「戸及びその枠並びに敷居」について、家具における対象物品や部材の例示のように、対象／対象外を明示して欲しい。